

行政改革の推進に向けた 外部有識者による公開ヒアリング

年 月 日	平成25年10月25日（金）
時 間	16:35～17:00
項 目	昨年度のヒアリング対象項目の現状報告等

愛 知 県

愛知県の行財政改革の取組状況

- 本県では、昭和60年以降、累次の行革大綱のもとで、積極的に行政改革に取り組んできた。
特に、戦後初の赤字決算となった平成10年度に策定した第三次行革大綱（平成11年度～）以降は、継続的に行革大綱を見直しながら取組を進めてきた。
- そのような中、平成20年後半からの急速な景気後退などの状況の変化を踏まえ、未曾有の危機的状況に直面する県財政の健全化、分権・協働型社会を先導する県庁づくり、組織の能力や活力の維持向上などの重要課題に対応していくため、平成22年2月に第五次行革大綱を策定した。
- さらに、税収の大幅な回復が見込めないなど、本県の厳しい財政状況は深刻化し長期化するものと見込まれることから、第五次行革大綱を深掘りして、これまで以上に徹底した行革に取り組んでいくこととし、平成23年12月に「行革大綱に係る重点改革プログラム」を公表した。

〔参考〕 第三次行革大綱（平成11年度）以降の主な実績

	11～16年度 (第三次行革大綱・ 改訂第三次行革大綱)	17～21年度 (あいち行革大綱2005)	22～25年度 (第五次行革大綱) 〈 〉は25年度当初	11～25年度 累計
職員定数 (知事部局等・教育事務部門)	1,584人削減	1,331人削減	484人削減〈46人〉	3,399人削減 〔10.4.1現在14,756人→25.4.1現在:10,851人(△3,905人)〕 (※定数条例の改正数。大学法人など外部移管等による減分を含む。)
公の施設	45施設廃止等	23施設廃止等	23施設廃止等	91施設廃止等 〔10.4.1現在153施設→25.4.1現在:74施設〕(※新設等12施設)
県関係団体	16団体削減	1団体削減	1団体削減	18団体削減 〔10.4.1現在37団体→25.4.1現在:19団体〕
行革効果額	3,524億円	1,273億円	1,178億円	5,975億円 ⇒ 約6,000億円

平成11～25年度までの累計
約6,000億円

第五次行革大綱の取組による行革効果額

(単位:億円)

	H22	H23	H24	H25	計	
1 自主財源の確保 (未利用財産の適正な処分など)	26	35	18	20	99	
2 施策の見直し、事務事業の工夫・改善	548	123	116	74	861	
内訳	廃止・縮減による歳出削減	(202)	(90)	(102)	(59)	(453)
	事務事業の廃止・縮減等に伴う人員の見直しなど	(43)	(33)	(14)	(15)	(105)
	投資的経費の縮減	(303)	—	—	—	(303)
3 給与等の適正管理 (給与制度の適正化など)	96	32	12	78	218	
計	670	190	146	172	1,178	

平成24年度 行政改革の推進に向けた外部有識者による公開ヒアリングの概要

1 目的

事業仕分けの手法を取り入れた外部有識者による公開ヒアリングを開催し、行政改革の推進に資する提言を得るとともに、行政改革に対する県民の皆様の理解を深めていただく。

2 実施概要

日時	平成24年10月26日(金) 午後4時30分～午後8時 27日(土) 午前9時30分～午後4時25分		
場所	愛知県自治センター12階 会議室E		
実施者	コーディネーター(司会者) ○加藤 義人 氏(三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 政策研究事業本部名古屋本部 副本部長) 質問者		
	氏名 ※五十音順	役職等	参加日 26日 27日
	大矢知 哲也 氏	公認会計士・不動産鑑定士	○ ○
	面高 俊文 氏	元㈱デンソーユニティサービス 代表取締役社長	○
	加藤 あつこ 氏	㈱ボンタイン珈琲本社 代表取締役副社長	○
	川上 敦子 氏	弁護士	○ ○
	後藤 澄江 氏	日本福祉大学 社会福祉学部教授	○
	中丸 忠 氏	三重大学 経営戦略室長 総括監	○ ○
	山本 幸司 氏	名古屋工業大学 名誉教授	○
山谷 清志 氏	同志社大学 政策学部教授	○ ○前半のみ	
傍聴等	傍聴 201人 + 動画中継視聴 398人 = 延べ 599人(1項目あたり平均100人)		
対象項目	行革大綱に係る重点改革項目プログラムにおいて平成24年度中に結論等を出すこととしている項目を中心とする6項目		

3 対象項目一覧

実施日	ヒアリング対象項目
10月 26日(金)	①岡崎総合運動場の見直し 《重点改革プログラムNo.10》
	②遺児手当支給費の見直し 《新規改革項目》
10月 27日(土)	③陶磁資料館への指定管理者制度の導入などによる活性化 《重点改革プログラムNo.2》
	④土地開発公社の見直し 《重点改革プログラムNo.32-1》
	⑤児童・生徒・青少年を対象とした宿泊等施設の利用拡大 《重点改革プログラムNo.9・16》
	⑥農林公社の見直し 《重点改革プログラムNo.31》

対象項目①	岡崎総合運動場の見直し 《重点改革プログラムNo.10》
--------------	-------------------------------------

1. 重点改革プログラム要旨

○ 岡崎総合運動場については、平成23年度中に利用状況などを分析し、県民等の意見も踏まえた上で、施設の地元移管を含めて、そのあり方を検討し、平成24年度前半までに結論を出す。



2. プログラムを具体化する見直しの方向性

○ 施設の移管について、利用状況のアンケート結果などを踏まえ、地元（岡崎市）と引き続き協議を進める。

○ 全面的に地元移管出来ない場合は、県有施設としての役割等がある施設を県営により一部存続を検討する。



3. 判定結果	主な提言
<p>【1票】 妥当</p> <p>【5票】 再検討が必要</p> <p>（3票）取組をスピードアップすべき</p> <p>（2票）現状認識、課題認識を見直すべき</p> <p>（1票）取組内容を明確にすべき</p> <p>（1票）取組内容に新たな視点を加えるべき</p>	<p>○議論を更にスピードアップすべき。</p> <p>○期限を決めて岡崎市と交渉すべき。</p> <p>○魅力的な資産に強化してから地元移管するか、廃止して別利用を考えるなど課題認識を見直すべき。</p>



4. 現在の主な取組状況

○ 平成23年度に実施した利用者の実態を把握するための利用者アンケートで、一般スポーツ団体の利用において約77%が、個人利用において約93%が岡崎市民の利用であることが確認できたこと、周辺地域に類似施設が多数あること、地域のスポーツ振興の先導的役割である県有施設としての存置の意義が薄れていることから、**地元の岡崎市と移管に向けて、積極的に協議を進めている。**

○ 地元移管が受け入れられなかった場合の対応を含め、早期に結論を得られるよう施設のあり方を検討していく。

対象項目②	遺児手当支給費の見直し <<新規改革項目>>
--------------	---

1. 見直しの背景

○ 平成25年度を目途に、国においてひとり親家庭に対する支援施策のあり方の検討が予定されていることから、それに合わせて、本制度のあり方を検討する。

2. 見直しの方向性

○ 国では、新たな制度による児童手当や今後見直すとしている児童扶養手当など経済的支援策を実施するとともに、就労による自立支援策を推進している中、本県単独の現金給付である遺児手当制度のあり方や就労支援について検討する。
(平成26年度新制度開始)

3. 判定結果	主な提言
<p>【5票】再検討が必要 (4票) 取組内容を明確にすべき (2票) 現状認識、課題認識を見直すべき (1票) 取組内容に新たな視点を加えるべき (1票) その他</p> <p>【1票】判断ができない</p>	<p>○ 国、県、市町村という枠組みを意識しすぎている。愛知県として、主体的に見直しを検討していくべき。</p>

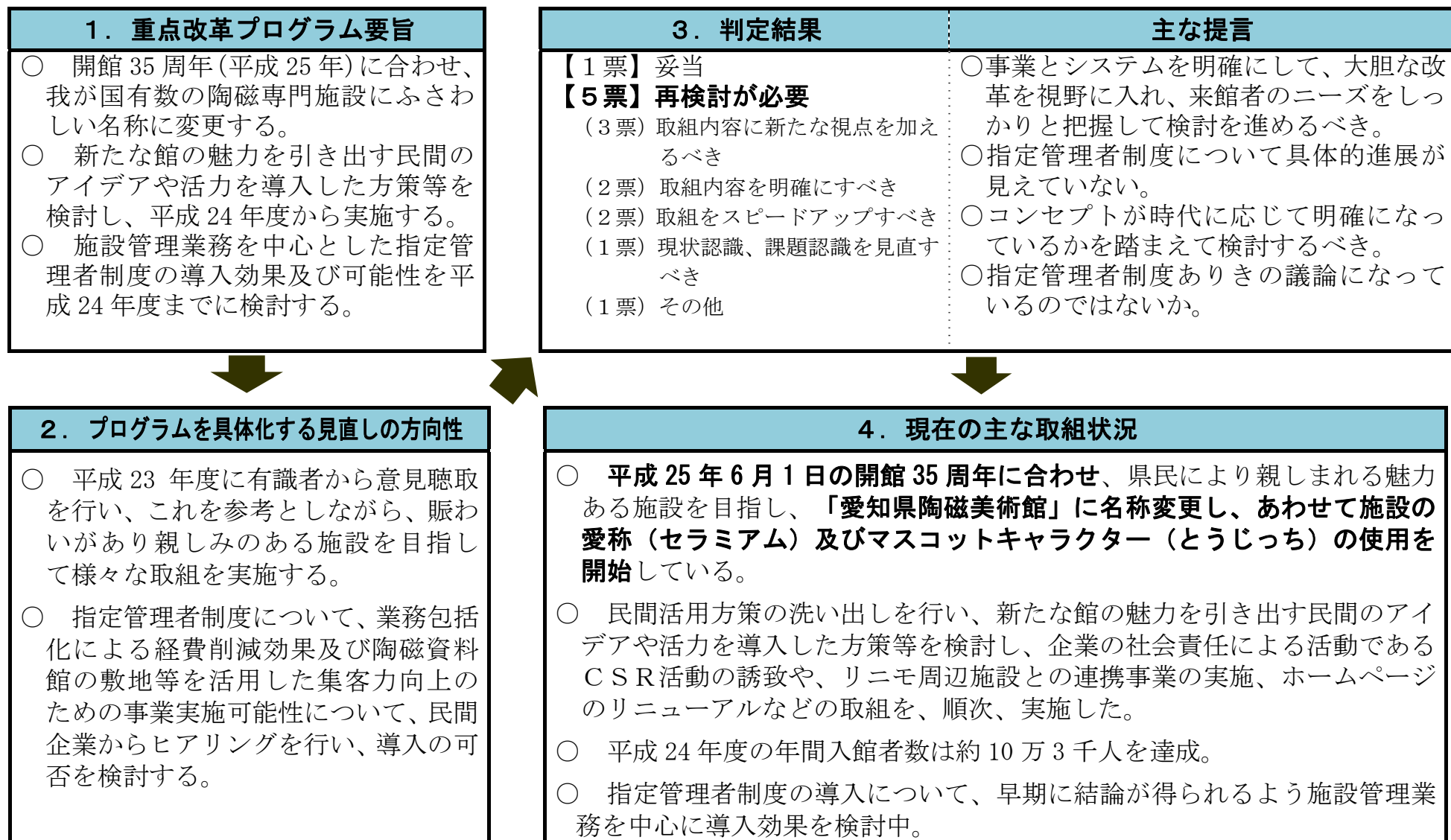
4. 現在の主な取組状況

○ 本制度のあり方について、ひとり親等家庭の実態や、社会状況（物価指数等）から、**支給対象者、支給単価等について検討し、次の点について平成25年4月1日から見直しを行った。**

- ・ 支給対象者について、死亡等による遺族には、基礎年金が支給され、経済的には比較的恵まれていることから、低所得者への経済的援助という制度の趣旨を鑑みて検討した結果、**公的年金受給者を支給対象から除外**した。
- ・ 支給単価について、物価指数が下落しているにもかかわらず、長期間にわたり据え置かれていたため、**国の物価スライド制を参考に3.9%減額**した。
 (月額) 1～3年目 4,500円 → 4,350円
 4～5年目 2,250円 → 2,175円

※ 国のひとり親家庭に対する支援施策のあり方については、現時点ではまだ最終案が示されていないが、大きな制度改革はなく、現在の支援策を推進する方向となっており、今後の動向を注視していく。

対象項目③	陶磁資料館への指定管理者制度の導入などによる活性化 《重点改革プログラムNo.2》
--------------	--



対象項目④ **土地開発公社の見直し** 《重点改革プログラムNo.32-1》

1. 重点改革プログラム要旨

○ 公社保有土地の計画的削減や、今後の用地取得の体制等について検討を進め、公社スリム化の観点から、平成24年度を目途に、今後の公社のあり方に関する方向付けを示す。

2. プログラムを具体化する見直しの方向性

○ 今後の事業規模、国のプロジェクト事業等への対応、保有土地処分（県等による買い戻し）を見極めつつ、固有職員の処遇に十分配慮のうえ、他団体との統合も視野に入れ、公社のスリム化を図る。

3. 判定結果	主な提言
<p>【1票】 妥当</p> <p>【5票】 再検討が必要</p> <p>（5票）取組内容を明確にすべき</p> <p>（1票）取組内容に新たな視点を加えるべき</p> <p>（1票）取組をスピードアップすべき</p>	<p>○ 現段階で具体的な検討内容が見えてこない。今後、具体策を明確にする材料が必要。</p> <p>○ 公社のスリム化がイコール統合や人員削減ということなら、議論の矮小化になるので留意が必要。</p>

4. 現在の主な取組状況

○ 平成25年1月31日に「愛知県土地開発公社のあり方に関する方針〈今後の方向性〉」を公表。

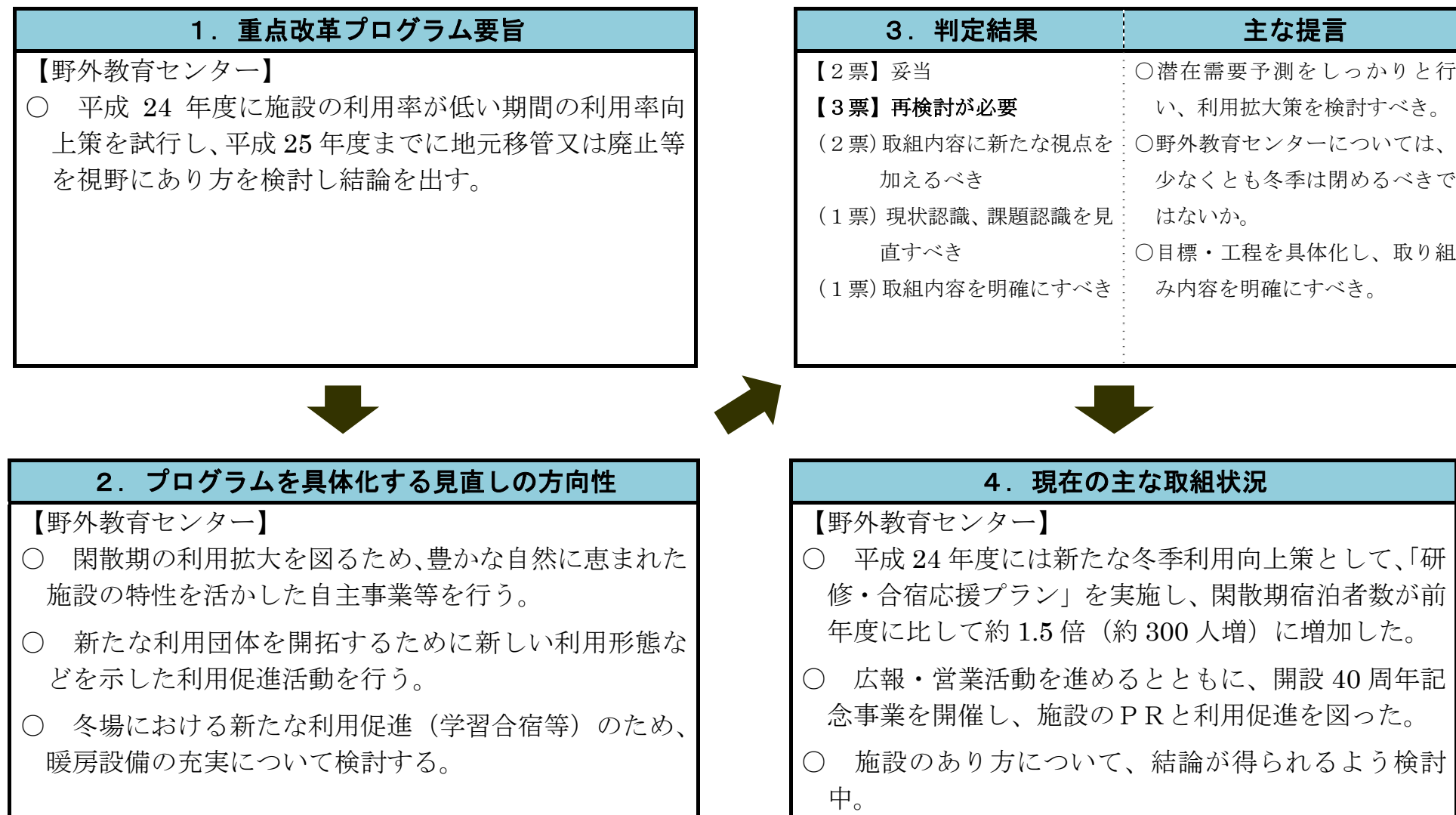
○ 今後は、公表した方向性に沿って、事業規模、国のプロジェクト事業等への対応、保有土地の処分（県再取得）を見極めつつ、固有職員の処遇にも配慮のうえ、他団体との統合も視野に入れ、公社のスリム化を図る。

■平成25年1月31日に公表した「今後の方向性」の概要

検討課題項目	個別の対応方向
(1) 県用地先行取得のあり方と公社運営の効率化	安定的な用地確保と他団体統合等によるスリム化
(2) 国のプロジェクト事業等に対する協力体制	県内事業の推進と積極的・継続的な協力体制の確保
(3) 公社保有土地の計画的削減	実効性ある再取得計画の策定と適正な再取得費の措置
(4) 事業規模の変動に応じた公社組織のスリム化と固有職員の処遇	役員削減、固有職員の退職不補充の継続実施と他団体等への転籍
(5) 用地取得の専門組織、交渉ノウハウの有効活用	受託事業による人材活用

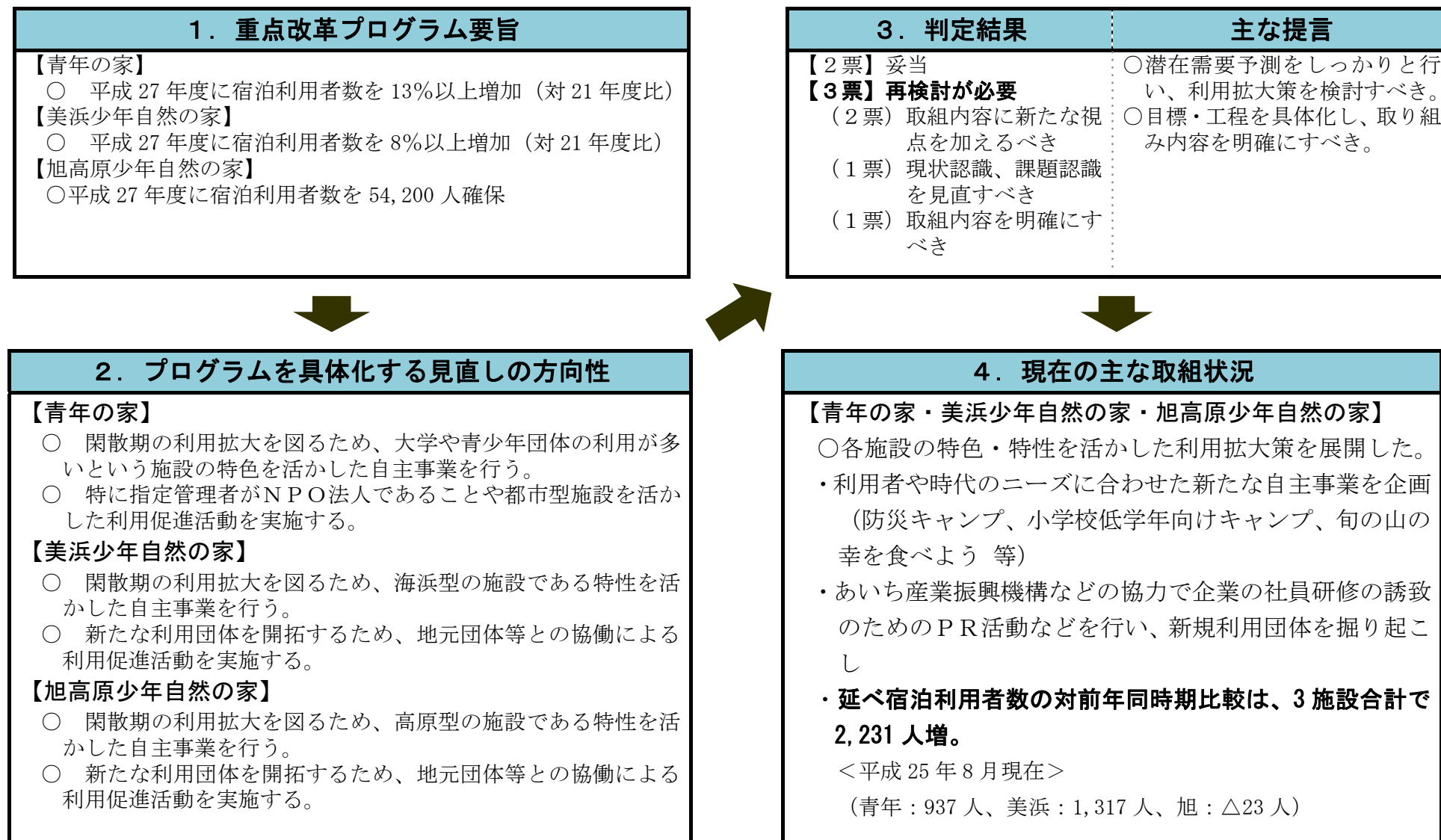
対象項目⑤	児童・生徒・青少年を対象とした宿泊等施設の利用拡大 《重点改革プログラムNo.9》
-------	---

【野外教育センター】



対象項目⑤	児童・生徒・青少年を対象とした宿泊等施設の利用拡大 《重点改革プログラムNo.16》
--------------	---

【青年の家・美浜少年自然の家・旭高原少年自然の家】



対象項目⑥	農林公社の見直し 《重点改革プログラムNo.31》
--------------	----------------------------------

